一般社団法人富山県ソフトボール協会

倫理・コンプライアンス委員会規程

(目的)

第1条 当規程は、一般社団法人富山県ソフトボール協会(以下、「当法人」という)定 款第9章に定める委員会について、第64条に基づき設置された倫理・コンプライア ンス委員会(以下、「委員会」という)の運営に必要な事項を定める。

(所管事項)

- 第2条 委員会は、次の事項を所管する。
 - (1) 倫理・コンプライアンス規程等の整備に関すること
 - (2) 法令等の遵守及び社会規範意識の啓発活動及び処分に関すること
 - (3) コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検
 - (4) その他、委員会の目的を達成するために必要なこと

(委員)

- 第3条 委員会に、次の委員を置く。
 - (1)委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名
 - (3)委員 若干名
- 2 委員長及び委員は、理事又は学識経験者より選任し、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、当法人理事の任期と同じく終了する。 ただし、再任を妨げない。

(委員会)

- 第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 3 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 4 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 当規程に定めるものの他、委員会の目的を達成するために必要な事項は、委員会の 決議を経て定める。

(改廃)

第6条 当規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

当規程は、令和7年1月25日から施行する。